

## 会 議 録

会議名称	第9回佐倉市立保育園等の在り方検討会
開催日時	平成22年7月22日(木) 午後2時～午後4時30分
開催場所	佐倉市役所議会棟2階 第3委員会室
出席者等	委 員：松崎委員、桑原委員、石塚委員、坂下委員、猪間委員、 藤崎委員、横山委員 事 務 局：健康こども部 石井部長 子育て支援課 永山課長、高橋副主幹、田中主査、 東郷主査、岡澤主査、小林主査補、酒井主任主事
会議議題	(1) 第7回議論の整理 (2) 第8回現地視察の報告 (3) 児童センター・学童保育所の在り方について (4) その他
会議経過	別紙、第9回佐倉市立保育園等の在り方検討会 会議録のとおり

## 第9回佐倉市立保育園等の在り方検討会会議録

### 【1 開会】

- (1) 健康こども部長 挨拶
- (2) 佐倉市立保育園等の在り方検討会会長 挨拶

### 【2 議事】

#### (1) 第7回議論の整理(資料1)

(事務局)

<資料1「議題(1) 第7回(前々回)議論の整理」に基づき説明>

- ・「保育園の民営化について」の議題では、市の財政状況について事務局から補足の説明を行いました。
- ・児童センターと学童保育所の現状と課題について、ご意見をいただきました。

#### (2) 第8回現地視察の報告(資料2)

(事務局)

<資料2「議題(2) 前回(第8回)現地視察の報告」に基づき説明>

平成21年度にも施設見学を実施しましたが、委員の交代等もあり、委員から改めて視察をしたいという要望がありましたので、指定管理者制度導入施設も含めて見学を実施しました。

資料2は事務局で気が付いた点のみまとめています。各委員も施設のスタッフや保護者と積極的に意見交換されていたので、気が付いた点はこの後ご意見をいただきたいと思います。

(会長)

出席された委員からは、当日のご意見ご感想を、欠席された委員からはご質問等をお願いします。

(委員)

セキュリティの面で公立保育園に対して要望がかなり出ていますが、民間保育園は玄関で暗証番号押さないと入れないなど嚴重です。資金の面はありますが、民間としての責任を感じ、親も安心できます。公立はフェンスが壊れていたりしますし、そこまでお金を回してくれません。

(会長)

施設から出るとすぐ道路で交通が危ない立地なので、子どもが外へ出て行ったりしないようにということでしょう。また、交通量が多く不特定多数の人が入って来やすいので、セキュリティがきちんとしてないと危険なのだろうと感じました。

(委員)

佐倉学童保育所を見学して、学校内にある学童保育所のほうが、学校の外へ歩いて通うより、子どもたちには安全だろうという感想を持ちました。

(会長)

光の子児童センターでは、「学校から解放されて、家に帰ったようなほっとする気持ちになるのがいい」という意見もありました。選べるということはいいいことです。佐倉学童保育所は死角が大きすぎて、また学校の中ではありませんが、子どもたちが時間を過ごすには貧しい環境で、精神的に殺伐とした感じを私は受けました。

他にも施設によってこんなに違うものかと思いましたが、北志津保育園のように大きな多機能の保育園も必要ですし、定員 20～30 人の小さな保育園も必要です。

(委員)

佐倉学童保育所は、環境としてこれで楽しい時間が過ごせるのか疑問に思いました。学校から解放されて家庭に帰る雰囲気を受け入れるというのが当初の考え方ですが、今は詰め込まれているだけです。学童保育の在り方を考えなければならぬと思います。保育園は公立も民間も様々で、多様性がありました。選ぶのは保護者ですから、情報がたくさんあるといいと思います。大きいから良いということでもなく、小さくてもアットホームに一人ずつを丁寧に見ていく保育ができる園もたくさんあります。さくらんぼ園では、障害を持つお子さんの受け入れも大きなことだと感じました。

(会長)

ヤングプラザを見学した感想としては、昨今は子育てが重要と言われますが、乳幼児に焦点が当たっていて、中高生が空白になっています。子どもたちがいきいきとクリエイティブな遊び方ができたり、友達作りができたりという場所はなかなかありません。ヤングプラザは、青少年と接するスタッフが能力があるかたであれば、試みとしていろいろなことができ、素晴らしい施設だと感じました。問題を起こす子どもは行き場や居場所がないということもあるので、受けもらえるヤングプラザは良いと思いました。学童以上の年齢の子育てでも、お母さんたちの悩みはあります。

さくらんぼ園では、保護者と直接お会いしてお話が聞けたのはとても良かったです。「交通は不便ですが、遠くても安心して子どもを任せられる」という意見を聞けました。障害を持つ子どもたちのために佐倉にこれだけの施設があるのは素晴らしいことです。広い敷地でのびのびとでき、プールもあり、周りの環境も良く、2階にある児童センターも素晴らしい施設で驚きました。ただ、子どもたちは、いったいどうやってここへ来るのか疑問でした。

(委員)

同じ感想です。さくらんぼ園の保護者との対話を設定していただいて、市直営の時代から指定管理者制度に移行した後まで全部ご存知のかたと、指定管理者制度導入後から利用しているかたの両方から、利用者の生の声を聞けました。指定管理者の運営になって利用しやすくなったというのが印象に残りました。指定管

理者制度を導入して成功した施設だという印象を受けました。

(委員)

他の学童保育所と比べても、佐倉学童保育所はかわいそうです。学校で使わなくなった部屋を提供してもらっているので、教育委員会の理解が必要です。

(会長)

佐倉学童保育所では、当日はお天気良かったので外で遊んでいましたが、雨だったらあの狭い部屋に何十人もがひしめくことになります。親の都合では、学校から近いということもありますけど、子どもの最善の利益を考えてあげると、もっと別の在り方があるのかと思います。

(委員)

学校になければということではありませんね。

(会長)

ありません。外で実施している場合もあります。保育園を卒園した子が、卒園した保育園の中の学童保育所に下の兄弟と一緒に入ったり、学校の中の学童保育所に入ったり、全く別に民間が場所を確保して運営しているところもあります。

(委員)

学校の中にあっただほうがいい部分と、学校から離れて一息入れられる環境を用意するほうがいい部分とがあります。暑い中を歩いて学童保育所まで通う心配もありますし、不審者の心配があったりするので、学校内なら安心ですが、子どもは一息入れられないということがあります。

(会長)

ほっと一息を入れられる環境を学校の中に用意するというセンスが必要です。

(委員)

校庭の片隅に別棟で整備してあるところもあり、そちらは良い環境です。

(委員)

市有地の中でも教育委員会の土地には建てられないということはありますか。

(事務局)

かつては国県の補助金の規制が厳しかったのですが、最近は緩和されてきています。校庭が広ければ本当はプレハブで作りたいのですが、市に財政的な余裕がないので、学校側から余裕教室として提供できるという部屋を使っていく程度です。それでも教室に作るとなれば、エアコンの設置など、かなりのお金をかけて改装が必要です。

(委員)

学校の敷地の中に建てている学童保育所が多いです。校庭を共有できるメリットがあります。

(事務局)

平成 19 年度までは 1 施設 1200 万円程度かけて小学校等を改装していたのですが、財政部局の意向で、平成 20 年度は 6 か所約 1200 万円で整備し、エアコンが後回しになったりしました。また、予算の問題は二の次にして、定員オーバーの西志津小児童クラブについて、過密解消のためプレハブを建てられる場所がないかと検討しましたが、ありませんでした。

(委員)

施設のハードの面で、目が届かないというような物理的な問題は解消すべきですが、自分が子どもの頃を振り返ると、ハードの良し悪しはあまり気にならず、遊具がない公園でも十分遊んでいました。くつろげていないかということ、そういう話は自分の子どもからは聞いていません。子どもは友達と遊ぶのに夢中で、こんなハードで困るというような話は聞きません。男の子は狭いと欲求不満はありますが、校庭があります。自分は他の委員がおっしゃるような「ハードはこういうスペックでなければならない」というのは、正直わかりません。

むしろ子ども同士が集まってワーワーやって、インストラクターの質でカバーできないものでしょうか。同じ資格保有者でも、保育士と教員は全然違います。上から目線で監視していればいいのが教員ですが、くつろげない学童保育所になります。自分としてはハードの問題もあると思いますが、インストラクターの問題だと思います。

(会長)

佐倉老幼の館では、男性のインストラクターが子どもと遊んでいましたが、子どもの目が輝いていました。

(委員)

教員の卵の人はそういう感じではないので、子どもと仲良く遊んで人気があると聞きます。

(会長)

見学会については、いろいろご意見いただきましたので、次に進めたいと思います。

### (3) 児童センター・学童保育所の在り方について

#### { 1 児童センターの在るべき方向について }

(事務局)

< 資料 3 「 児童センター・公立学童保育所の在り方」に基づき説明 >

第 7 回の議論と事務局の考えも含め整理するようにとの指示を受け、資料を作成しました。

在るべき方向の提言として「サービスの充実」「児童インストラクターの資質の向上」「施設環境の充実」の 3 点を挙げました。

(会長)

今後の方向性について、新しい時代の中でどういう形で進めていくべきか、意見をまとめていただきました。サービスの充実やインストラクターの質の向上について案が出されていますが、これについて意見をお願いします。大きな方向性としては児童センターと学童保育所をきちんと分けて、本来の児童センターの機能を活かせるようにしたいということですね。

(事務局)

狭い中に両方が入り込んでいて、学童保育所が開いている放課後や夏休み中は事業の制約を受けています。

(委員)

世代間交流や健全育成の分野では、市民のグループやコミュニティの活動などがいくらかでもある中で、敢えて「多様なニーズに合わせた様々な魅力ある事業を展開する必要があります。」というのは、どのような意図で、そのような市民活動とどこが違うのでしょうか。市民でカリスマ的にやっている人のほうが勉強もしていて魅力的です。そこまで濃い活動ができるのでしょうか。市内全域や隣の市から人が集まってくるというのと、児童センターを拠点としてローカルなコミュニティを作っていくということなら、明確な違いがわかります。ならば「ローカルな地域の核になる」という表現があってもいいのかと思います。

(会長)

児童センターの配置の地域間バランスはどのようになっていますか。

(事務局)

各地区にはありませんが、市内に5か所あります。

(会長)

利用者のニーズはどのようなものが一番強いのですか。

(事務局)

事業の参加者や利用者は年々減っていて、平成16年と比較して3万人ほど減っています。事業も参加が少なく、魅力がないのでしょうか。子どももサッカーや塾などで参加しにくいのかと思われます。少子化で子ども自体がないので、子ども会などの事業と子どもの奪い合いになっているのかと推測しています。

(会長)

子育てに不安を持つお母さんの子育て支援を、児童センターも担っています。相談に来たときに受け止める専門的な保育士等は配置されていますか。

(事務局)

児童インストラクターは資格を持っており、5～6人配置されています。健康管理センターと保健の相談でタイアップしたりもします。

(委員)

保育所でも育児相談はやっています。

(会長)

母親たちには周知されているのでしょうか。

(委員)

保育園はフェンスがあって門を開けて入りにくいので、実際に相談に行く感じではありません。母親たちはインターネット等で自分たちでサークルを作って、スーパーのフードコート等に集まっています。

(委員)

子育て支援の拠点施設は保育所が一番ふさわしいと思っています。先ほど、さくらんぼ園が公立から民間になって利用しやすくなったという話がありましたが、公立は怠慢だと思います。児童センターでも、センターの目的がきちんとわかっているならば、どういう運営を目指そうと考えると思いますが、やっている人の自覚が足りないように感じます。公立だったらもっと宣伝や PR など努力が必要です。このような提言案ではちょっと恥ずかしいと思います。

子どもの奪い合いという面では、子ども会のほうがいいと思います。それだったら児童センターは別の方面を目指すべきで、事務局からは学童保育所が入っていて邪魔だという説明がありましたが、学童保育所があったほうがいいのではないかと思います。

(会長)

既存の施設がこのままでいいのか見直さなければいけない時期に来ていると感じます。法律でこうだからこうやりますというのではなく、一歩先を考えながら検討したいと思います。

児童センターは、これまで一定の役割を果たしてきましたが、少子化が進み、働く女性も増えて、孤独な子育てをしなければならない母親が増えました。時代が求めているものは何か考えていくと、スクラップ・アンド・ビルドしなければならないということです。今の児童センターのままで、学童保育所を外してということだけでいいか、もう少し深く検討していく必要があると思います。

(委員)

それには施設に密室になれる相談室がありません。保育園でもそうですが、発達相談など本気で育児相談をしてほしかったら、面接室ぐらいないと難しいと思います。

(委員)

子育て支援センターの育児相談と、児童センターの育児相談は、それぞれどのような位置付なのでしょう。保育所の中でも育児相談は日常茶飯事的にやっています。国は子育て支援センターをさらに充実せよという形で施策を進めていて、育児相談は大きなウエイトを占めています。その中で、児童センターでも育児相談を実施していますが、何をしたいのか見えてきません。

(事務局)

児童福祉法の中で、地域子育て拠点事業が数年前に追加されました。保育園は0～5歳まで、児童センターは概ね3歳以上を対象とし、子どもがインストラクターと遊んでいる間に、母親が育児相談や保護者同士の情報交換を行います。ひよこタイム等を要望があって展開していることもあります。(第6回資料 P41 参照) 児童センターは保育園よりオープンです。

レイクピア臼井の子育て支援センターは3歳までが対象で、原則親子と一緒に遊ぶ場で、そこで栄養相談、健康相談、保育相談等に応じています。

(委員)

私が育った自治体では、ヤングプラザのように上の世代だけの施設はありませんでしたが、18歳までを対象とした児童館がありました。そこでは育児相談というよりは、小学校高学年以上を対象に、いじめの問題や障害をもったクラスメイトのことなど、様々な相談をインストラクターが的確に受け、上手く展開できていました。閉館は5時でしたが、夜9時ぐらいまでスタッフがいて、夜、塾帰りの子どもが前を通るとき「寄り道するなよ」と声をかけてもらったり、塾であったことや学校のことなど話を聞いてもらって帰っていくというようなイメージでした。世代を明確に定めて、相談や情報交換や集いなどを提供する場がかつてあり、浸透していましたので、そのような施設があってもいいのかなと思います。

(会長)

コミュニティの中に根付いていたということですね。子育て支援センターなど、育児相談は場によって対象年齢の違いなどありますが、利用者側から見ると区別して利用できているのでしょうか。利用しやすいのでしょうか。国はいろいろ制度を変えてきますが、一か所に行けばいろいろなことが母親として解決できるといいです。児童センターから学童保育所を外に出すことによって、児童センターの在り方が新しい時代にどうあるべきかということを考えていく必要があるのではないかなと思いました。築30年以上で施設が老朽化している児童センターもあるそうです。

児童センターのあるべき方向性について、みなさんのご意見をいただきました。これらを踏まえて、新しい児童センターの在り方を模索していくという意味で、学童保育を切り離すというだけではなくて、「施設機能を充実させていく」という部分の「施設機能」に何を盛り込むか、再度提言を検討したいと思います。

## 〔2 学童保育所の在るべき方向について〕

(事務局) <資料3(P3～)に基づき説明>

在るべき方向の提言として「サービスの充実」「児童インストラクターの資質の向上」「施設環境の充実」の3点を挙げました。

資料4「千葉県放課後児童クラブガイドライン」について概要を説明。

(会長)

提言案についてご意見を頂きたいと思います。一番目の「サービスの充実」の

項目では、過密や大規模の解消ということですが、40人未満ぐらいを目指して分割しながら整理したいということです。和田小学校区についてはいかがですか。

(事務局)

和田小学校は教室に余裕がないのですが、保護者から設置の要望が出ています。現在2名が学区外の学童保育所に通っているのですが、整理していきたいとは考えています。

(会長)

開所時間についてはどう考えていますか。

(事務局)

要望はあります。保育園の中にある場合、保育園は7時から、学童保育所は8時からで、園長の裁量で預かっています。開所を早くするのか、閉所を遅くするのか、両方行うのが一番ですが、財源の問題があります。民間で朝早いところは7時や7時半から開所しており、整合性も考えなければなりません。

(会長)

就労形態の多様化に対応して、保護者のニーズにある程度対応しなければならないという提言案です。正規職員の空白時間帯の解消は、職員のシフト勤務が取れるよう人員配置していくということですか。

(事務局)

学童保育所は日曜が休館で、児童センターは月曜が休館です。複合施設の中でいつもどこかが開館していて、一週間毎日誰かが出勤しなければならない中で、4～5名の配置では厳しいです。

(会長)

インストラクターの資質の向上については、たびたびご意見いただきました。採用時は誰が面接するのですか。

(事務局)

年度当初の新規採用は、子育て支援課で面接を行い決定します。年度途中は、各施設で施設長が本人から具体的に話を聞いて決定します。

(会長)

応募は多いのですか。

(事務局)

通常は人数は足りていると思うのですが、親の介護や配偶者の看病等で辞められてしまうと補充が難しい状況です。絶えず人材がストックできているといいのですが。また、夏休みは開所時間が長くなりますが、長時間は働けない人もいますので、その期間だけの人員を募集をします。

(事務局)

県のガイドラインに沿って、教員免許を有する者ということだと、良い指導員は確保できませんし、学童保育所も委員のおっしゃるようなものになっていきません。佐倉市でも社会教育分野で経験を積んだ職員はたくさんいますが、退職してからは県の少年の家等の指導員に採用されてしまいます。社会教育をやってきた人は、夜9時、10時ごろまで子どもの相手をしたい人、熱意があり地域で何かやりたい人たちです。そういう人たちが活動できるのであれば、かなり有効なインストラクターの配置ができると思いますが、県のガイドラインに沿っている以上、インストラクターは足りないのかと思います。

(会長)

県のガイドラインはあくまでもガイドラインであって、法的に必ずしも守らなければならないものでもなく、望ましくはこういう資格ですが、そうでなくてもキャリアや経験を積んだ人であれば十分採用していいという含みのあるものです。採用方法としては、まず行政で面接して、候補者として挙げてあって、個別に近くの施設でということであれば、第1次的な採用の責任は果たせていると思います。

問題は、良い人材を確保できるかです。熱意は重要です。研修という前に人間性が重要で、いくら研修を受けても、やる気のある人でないと駄目です。

(委員)

それに、研修をやっている間は現場が手薄になるだけです。

(会長)

研修でスタッフを外に出している間に埋め合わせる人材がいらないといけません。インストラクターの資質の向上のためには何をしたらいいか、もう少し提言の中に書き込んでいきたいと思います。

(事務局)

基本はシフト制を組んでいますが、研修を午前中に実施するなどして、なるべく多くの方に受講していただいています。

(委員)

インストラクターには人事異動があるのですか。

(事務局)

雇用は1年単位ですが、引き続き同じ職場に勤務していただき、5年前後で新しい職場に移ってもらう形を取っています。あそこの学童保育所ではこういうことやっているというような情報の交流も生まれ、職場を変えることは必要と考えています。

(会長)

保護者の学童保育所に対する評価について聴取したことがありますか。

(事務局)

6・7か所の学童保育所に保護者会があり、要望、ご意見はいただいています。

勉強を見てほしいですとか、夏休み中の昼食や時間延長等について、ご意見をいただいています。

(会長)

預けっぱなしではなく、保護者も一緒に子育てしているという意識を持っていただかないといけません。

(委員)

保育園とは保護者会の熱意が違います。学童保育所の保護者会でやっていることは、アンケートを取るのとお茶代回収ぐらいです。保育園の保護者会は行事を協力して実施したりするのですが。

(事務局)

熱心なところもありますし、ただ預かってくれればいいというところもあります。

(会長)

インストラクターが保護者の意識を、一緒にやっに行こうという方向にどうやって持って行くかです。

環境整備の面は、専用スペースを確保していくということです。高学年にも配慮した施設整備とあります。男女共用のトイレが一か所というのは佐倉老幼の館学童保育所ですね。

(事務局)

早急に検討したいと思っています。老幼の館にはトイレがあるのですが、夕方閉館後に事務室を閉めて機械警備をかけてしまうと、廊下が通れないので使用できなくなります。

(会長)

同じ建物内の話なので、もう少し縦割りのところをもっと融通し合う方法を探さなければなりません。これからは地方分権で、基礎自治体がゆるやかに使えるように、権限も下りてくると思いますので。

(委員)

児童センターが築30年以上、学童保育所が築20年以上経過ということですが、市として子どもが生活する場としての建物の耐用年数は何年ですか。

(事務局)

耐震の問題もありますが、建物そのものの外壁や設備が老朽化しています。木の外壁のメンテナンスをしてなくて、カビが生えたり腐ったりしています。エアコン等はいつ壊れてもという状態です。定期的なメンテナンスをしていくというより、壊れたら対応しようという状況で、去年あたりからあちこちで壊れたり、シロアリが出たりしています。他の施設についても、同じ時期に建てたものは同じような状態です。

(委員)

子どもが関わる施設は、耐震検査を実施してあるのですか。

(事務局)

実施していると思いますが、確認しておきます。

[ 後日確認したところ、実施済み ]

(会長)

実施していても「崩壊の恐れあり」という場合もあります。佐倉市のストックは、かなり古くて活用できる状態ではないということですね。

(事務局)

保育園に関しては、耐震診断を実施したところ、8施設中4施設で強度が不足していました。うち2施設(佐倉、馬渡)は改築事業に着手しています。佐倉東保育園、南志津保育園は国の最低限の基準は満たしていますが、学校基準の耐震力はないので、何らかの対策が必要です。着手中の2施設が終わったら、手狭や老朽化の問題もあるので、移転等を考える必要があります。

耐用年数については、構造別に財務省の基準があり、RC造は何年などと決まっています。公立の場合は佐倉市に限らず、建物を作ったら仕事が終わるという考え方で、ライフサイクルで見るということはなく、駄目になったら建て替えるという形でやってきています。すみれ保育園や、みくに保育園は、建築から30年が経過していますが、オーナーが責任を持って手を入れているので、驚くほどきれいです。公立でも、近年ファシリティ・マネジメントを取り入れ、コストパフォーマンスを意識した施設管理を検討していますが、今までは作りっぱなしが否めない状況でした。

(会長)

以上、提言についてご意見を伺いました。付け加えることがあればまたご意見いただきたいと思います。

### **[ 3 児童センター・公立学童保育所の今後の管理運営について ]**

(事務局)

資料3(P6~)に基づき説明。

- ・児童センターについては指定管理者制度導入、学童保育所については指定管理者制度の導入又は民営化(民間移管)を検討していきます。

(会長)

次回この問題を検討します。具体的には指定管理者制度や民間委託などいろいろありますが、どのような手続でどのようにして移管していくかなど、一通りご説明いただきましたので、次回までに少し考えてきていただきたいと思います。

#### (4) その他

「子ども・子育て新システム」について

(事務局)

- ・政府の検討会議の基本制度案が示されており、2011年の通常国会に関連法案が提出される予定です。
- ・国の動きはありますが、当在り方検討会の議議論の筋道や、公立保育園が果たすべき役割は変わりがなく、あまり捉われずに進めていきたいと考えます。
- ・国の抜本改正があった場合は適宜修正して政策に反映する旨の附帯意見を付けるなどしていただくが、当在り方検討会の議論は今年度中に取りまとめでいきたいと思えます。

日程調整について

当初は8月を目処として提言をいただく予定だったが、委員の交代や議会から丁寧に議論を進めるようにとのご意見もあり、あと3回程度開催することで委員の了解を得た。

10月からの3回について日程調整。

#### 【3 閉会】

(会長)

「3. 児童センター・学童保育所の今後の管理運営について」(資料3 P6～)は、次回に回します。内閣府から、子ども・子育て新システムのタイムスケジュールも示されていますが、具体的にはまだ時間がかかると思われます。戦後60年で初の抜本的改革で、この時期を逃すと日本の施策はタイムリミットというところまで来ていますので、やらざるをえないのではないかと思います。委員にも資料を一通り読んで、理解していただきたいと思えます。

以上